

当金庫の預金商品の概要 [流動性預金]

令和4年6月27日現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・後見制度支援預金 (普通預金又は無利息型普通預金) |
| 2. 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた方 |
| 3. 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に期間の定めはありません。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時預け入れできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ① 出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ② 定期送金…自動振込等により、指定された間隔(例えば3か月毎)で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。 |
| 6. 利息 (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (3) 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ※無利息型普通預金の場合は、利息はつきません。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。 |
| 7. 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ・預金利息には税率20%(国税:15%、地方税:5%)の税金がかかります。 ※無利息型普通預金の場合は、利息がつかないので税金はかかりません。 ・分離課税です。マル優の利用はできません。 なお、令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税:15.315%、地方税:5%)の税金がかかります。 |
| 8. 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理手数料は不要です。 ・為替手数料について、定期送金、出金及び解約時に当金庫内は無料、他行庫宛は通常の手数料をいただきます。 |
| 9. 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | <p>_____</p> |
| 11. 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭に備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室(9時～17時、電話:011-241-1661)にお申し出ください。 また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。 |

13. その他参考となる事項

- ・本商品は、成年後見人（未成年後見人）のみお取扱いただけるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱できません。
 - ・成年後見人が別途管理する生活口座を、本預金口座開設店に開設している必要があります。
 - ・「指示書」の交付には、成年後見を開始した（未成年後見人を選任した）家庭裁判所（原則として、成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所）に申請を行ってください。
 - ・公共料金等の自動支払及び給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。
 - ・本預金は本口座開設店のみでお取り扱いいたします。
 - ・「総合口座」のお取扱いはできません。
 - ・キャッシュカードは発行いたしません。
 - ・通帳によるATMの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定いたします）。
 - ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。
 - ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。
- ※無利息型普通預金の場合は、全額保護されます。

北海道信用金庫